証券コード 3496

第 15 回　定時株主総会
招集ご通知

日　　時

2024年12月20日（金）午前10時00分
（受付開始 午前９時30分）

場　　所

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku　５F　ホール

目　　次

第15回定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件…… 3
第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)６名選任の件 …… 4

事業報告 …… 10
連結計算書類 …… 31
計算書類 …… 34
監査報告書 …… 37

株主総会会場ご案内図

株式会社アズーム

証券コード 3496
2024年12月5日

株主各位

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
株式会社アズーム
代表取締役社長　菅田洋司

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第15回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

当社ウェブサイト　　https://azoom.jp/ir

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）

**　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。**

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アズーム」または「コード」に当社証券コード「3496」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

株主の皆様におかれましては、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年12月19日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2024年12月20日（金）午前10時00分（受付開始 午前９時30分）
２．場　　所　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku　5F　ホール

３．目的事項
報告事項　1.第15期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第15期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
＊開催時間や会場の変更など、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://azoom.jp/）に掲載させていただきます。
＊電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。
＊本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①　連結計算書類の「連結注記表」
②　計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金25円　　総額は147,713,100円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2024年12月23日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員が任期満了となりますので、あらためて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

各候補者の選定にあたっては、指名・報酬委員会の審議を経ております。なお、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況(出席率)
1	再任 菅田洋司（すがた ようじ）	1977年１月27日	代表取締役社長	14回／14回 (100%)
2	再任 鈴木雄也（すずき ゆうや）	1983年３月14日	取締役 テクノロジー担当	14回／14回 (100%)
3	再任 高橋祐二（たかはし ゆうじ）	1988年10月24日	取締役 営業担当	14回／14回 (100%)
4	再任 馬場涼平（ばば りょうへい）	1988年６月15日	取締役 管理担当	14回／14回 (100%)
5	再任 社外 独立 櫟木一男（いちき かずお）	1949年５月25日	取締役	14回／14回 (100%)
6	再任 社外 独立 小久保崇（こくぼ たかし）	1974年１月18日	取締役	14回／14回 (100%)

1 菅田洋司（すがたようじ）　(1977年1月27日生)　再任

所有する当社の株式の数
1,384,200株

取締役会出席状況（出席率）
14回／14回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 2 月　㈱タジマリフォーム（現：㈱TJMデザイン）入社
2005年 2 月　日本駐車場開発㈱入社
2009年 1 月　㈱ワークスメディア入社
2009年10月　当社設立
　　代表取締役社長（現任）
2019年 3 月　㈱CGworks　取締役（現任）

取締役候補者とした理由

菅田洋司氏は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、遊休資産を活躍する資産にという当社ビジネスモデルの創出を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役候補者としております。

2 鈴木雄也（すずきゆうや）　(1983年3月14日生)　再任

所有する当社の株式の数
150,245株

取締役会出席状況（出席率）
14回／14回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 1 月　㈱ワークスメディア入社
2009年10月　当社入社
2014年 4 月　当社取締役（テクノロジー担当）（現任）
2019年 9 月　AZOOM VIETNAM INC.　代表
2021年12月　㈱ダイバース　取締役
2023年10月　㈱ダイバース　代表取締役（現任）
2024年10月　AZOOM VIETNAM INC.　副代表（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木雄也氏は、ITサービスの設計、開発について豊富な知識と経験を有しており、当社設立当初よりテクノロジー担当として当社IT部門全般を管掌し、当社の事業及びサービスの開発、改善に寄与してきたことから、今後も経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役候補者としております。

3 高橋祐二（たかはしゆうじ） （1988年10月24日生） 再任

所有する当社の株式の数
58,318株

取締役会出席状況（出席率）
14回／14回
（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年 4 月　当社入社
2016年10月　当社取締役（営業担当）（現任）
2021年10月　㈱鉄壁　代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

高橋祐二氏は、当社入社当時より営業部門を担当し、2016年10月より取締役営業本部長を務め、営業業務全般に関する豊富な知識・経験及び実績を有しており、当社の収益基盤の確立に寄与してきたことから、今後も経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役候補者としております。

4 馬場涼平（ばばりょうへい） （1988年6月15日生） 再任

所有する当社の株式の数
27,939株

取締役会出席状況（出席率）
14回／14回
（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年 2 月　新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
2016年 7 月　当社入社
2018年11月　当社執行役員管理部長
2019年12月　当社取締役（管理担当）
2024年10月　当社取締役経営管理本部長（管理担当）（現任）

取締役候補者とした理由

馬場涼平氏は、当社入社当時より管理部門を担当し、当社経理財務及び労務人事等管理部門全般を管掌し、当社の管理基盤の確立に寄与してきたことから、経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役候補者としております。

5 櫟木一男（いちき かずお）　(1949年5月25日生)

再任　社外　独立

所有する当社の株式の数
1,030株

取締役会出席状況（出席率）
14回／14回
(100%)

在任年数
7年11ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4 月　㈱日本興業銀行（現：㈱みずほ銀行）入行
2003年 5 月　新光証券㈱（現：みずほ証券㈱）　常務執行役員
2009年 5 月　みずほ証券㈱　常務執行役員
2015年10月　㈱ピーバンドットコム　社外監査役
2017年 1 月　当社社外取締役（現任）
2018年 6 月　㈱ピーバンドットコム　社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

櫟木一男氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験や幅広い見識を有し、経営職を歴任しております。当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。よって引き続き、同氏の経験と見識に基づく的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者としております。

6 小久保崇（こくぼ たかし）　(1974年1月18日生)

再任　社外　独立

所有する当社の株式の数
1,812株

取締役会出席状況（出席率）
14回／14回
(100%)

在任年数
7年11ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月　西村総合法律事務所（現：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
2006年 9 月　クリアリー・ゴットリーブ・スティーン＆ハミルトン法律事務所（ニューヨーク）入所
2014年 3 月　小久保法律事務所（現：弁護士法人小久保法律事務所）設立　代表社員（現任）
2017年 1 月　当社社外取締役（現任）
2019年 6 月　すてきナイスグループ㈱（現：ナイス㈱）　社外取締役（現任）
2020年 6 月　オイシックス・ラ・大地㈱　社外監査役（現任）
2023年 6 月　㈱TalentX　社外監査役（現任）
2024年 7 月　㈱FOLIOホールディングス　社外監査役（現任）
2024年 8 月　KANAMEL㈱　社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小久保崇氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。よって引き続き、同氏の経験と見識に基づく的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者としております。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．各候補者の「所有する当社の株式の数」には、アズーム役員持株会における保有分が含まれております。なお、「所有する当社の株式の数」は2024年９月末日時点のものです。
3．菅田洋司氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
4．櫟木一男氏及び小久保崇氏は、社外取締役候補者であります。
5．当社は、櫟木一男氏及び小久保崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。櫟木一男氏及び小久保崇氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6．当社は、櫟木一男氏及び小久保崇氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。
7．在任年数は、本総会終結の時における在任年数を示しております。
8．当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社が保険料の全額を負担しております。被保険者が、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る被害を、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）当社の取締役会がもつ主たる知識・経験・能力

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。

氏名	役職	役員の役割・スキル						
		独立役員	企業経営	マーケティング・営業	財務会計	IT・DX	組織人事・人材開発	法務・コンプライアンス
菅田　洋司	代表取締役		●		●	●		●
鈴木　雄也	取締役 テクノロジー担当		●	●		●		
高橋　祐二	取締役 営業担当		●	●			●	
馬場　涼平	取締役 管理担当				●		●	●
櫟木　一男	社外取締役	●	●	●			●	
小久保　崇	社外取締役	●	●					●
露木　輝治	社外取締役 常勤監査等委員	●					●	●
島村　和也	社外取締役 監査等委員	●			●			●
吉川　朋弥	社外取締役 監査等委員	●			●			●

（注）上記スキル・マトリックスは取締役の有するすべての知見や経験を表すものではなく、特に期待するスキルについて記載しております。

以上

事　業　報　告

（自　2023年10月１日
至　2024年９月30日）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、金融資本市場の変動等が当社グループに与える影響は不透明であり、今後も引き続き注視し、適切な対応を講じてまいります。

当社グループの経営環境としましては、遊休資産活用事業に主として関連する駐車場業界において、インターネットを活用した月極駐車場の紹介依頼需要は増加しており、オフィスビルや分譲マンション等における駐車場空き区画の収益化に対する需要も依然として拡大しております。さらに、従来は店舗型の不動産仲介業者にて月極駐車場を探していたユーザーが、当社が運営するポータルサイトを通じてインターネット経由で流入するケースがより増えてきております。また、サービスが多様化し、インターネットを活用した駐車場状況を提供するシステム等が普及してきております。

ビジュアライゼーション事業においては、経済活動の正常化にともない、当社グループが提供する不動産画像に対する需要は回復してきております。さらに非対面での営業ツールとして、VR技術を用いたバーチャルショップの開発・制作を行い、事業規模を拡大しております。

このような経営環境のもと将来的な収益力の強化を目的として、引き続き既存社員の育成や新規の営業人員の獲得に努め、新規案件の獲得のための積極的なアプローチを行えるような営業体制の強化に注力するとともに、ベトナム子会社（AZOOM VIETNAM INC.及びCGWORKS VIETNAM INC.）でのシステム開発・グラフィックデータ制作の体制を強化するための投資やリモート環境等の制約にかかわらず営業活動を継続できるようIT面での新たな技術の開発を引き続き行ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10,541,614千円（前連結会計年度比27.4％増）、営業利益は1,828,184千円（前連結会計年度比42.6％増）、経常利益は1,827,172千円（前連結会計年度比42.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,288,023千円（前連結会計年度比46.5％増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

① 遊休資産活用事業

遊休資産活用事業セグメントは、当社がインターネット上で運営する月極駐車場のポータルサイト「CarParking」（以下、「カーパーキング」といいます）を経由して、駐車場の紹介を行う「月極駐車場紹介サービス」と、駐車場オーナーから空き駐車場を当社がマスターリース（一括借り上げ）し、月極駐車場としてユーザーにサブリース（貸し付け）を行う「月極駐車場サブリースサービス」を中心として事業を行っております。当連結会計年度においては、カーパーキングを通じたインターネット経由でのユーザーの流入増加を背景に、引き続き既存社員の営業力強化やITを活用した業務効率化の推進に努め、マスターリース台数及びサブリース台数のいずれも堅調に推移し、当連結会計年度における駐車場問い合わせ件数は297,600件となり、当連結会計年度末におけるマスターリース台数（受託台数）は28,990台、サブリース台数（稼働台数）は26,512台となりました。あわせて、株式会社鉄壁が提供する月極駐車場特化型の賃料保証サービスの契約件数も堅調に推移しております。また、顧客による貸し会議室やジム、スタジオ等のレンタルスペースの運営をサポートするWEB予約システム「スマート空間予約」においては、カスタマイズ対応案件のニーズが高まっており、地方公共団体への導入、2024年３月に旅客フェリー予約管理システム「スマートフェリー予約」を開発しサービス提供を開始いたしました。また、前連結会計年度より、空き家問題に対する取り組みの一環として中古住宅を取得し、収益最大化を模索しながら事業に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の売上高は10,338,874千円（前連結会計年度比28.3％増）、セグメント利益は1,833,000千円（前連結会計年度比44.6％増）となりました。

② ビジュアライゼーション事業

ビジュアライゼーション事業セグメントは、不動産の可能性をより視覚的に伝えることを可能にするため、3DCG技術等の専門的なスキルを活用し、建物や空間の利用方法及び完成イメージをグラフィックデータとして制作し、販売するとともに、VR技術を用いて顧客の要望に応じた空間デザインのサービスを提供しております。当連結会計年度においては、既存社員の技術力や営業力の強化に注力しつつ、多様な営業提案が可能となるように事業基盤の拡大に努めました。前連結会計年度よりグラフィックデータ作成の発注元であるディスプレイ業者の景気回復を背景に、3DCGパースの受注は増加いたしましたが、VR案件の受注は減少いたしました。また、2024年３月にラフスケッチ・写真・CGパースなどの画像をアップロードし、スタイルを選択するだけで質の高いデザイン案を短時間でレンダリングする生成AIによるレンダリングサービス「MyRenderer（マイレンダラー）」の開発に注力し、サービス提供を開始いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は213,740千円（前連結会計年度比0.4％増）、セグメント損失は261千円（前連結会計年度はセグメント利益15,013千円）となりました。

2．対処すべき課題

当社グループは、遊休資産活用事業及びビジュアライゼーション事業を軸として経営を推進しております。海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっておりますが、市場動向をはじめとしたサービスに対する需要についてのモニタリングを強化する等、適切な対応を講じてまいります。

駐車場業界については、月極駐車場と時間貸駐車場に大別されます。テクノロジーの進化により、駐車場の管理・運営方法も変わってきており、駐車場業務（集客・契約・顧客管理）のデジタル化、駐車場の空き状況を提供するシステム等が普及しております。また、ビジュアライゼーション事業については、グラフィックデータ制作の発注元であるディスプレイ業界が、インバウンド需要の増加などの影響により、集客施設への設備投資に持ち直しの動きがみられることから、市場環境は堅調に推移しております。このような経営環境下において、以下の３点を今後のさらなる事業拡大・展開における特に重要な対処すべき課題と認識し、解決に向けて取り組んでまいります。

① 継続的な成長について

当社グループは、上記の経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、遊休資産活用事業においては、これまで蓄積した駐車場オーナー・ユーザー情報等の駐車場運営ノウハウをもとに、自社運営サイトである「カーパーキング」のブランディング及び集客力アップを図り、駐車場紹介件数、受託台数、稼動台数の増加に取り組んでまいります。また、株式会社鉄壁による賃料保証サービス契約件数の増加に取り組み、継続的な成長を目指してまいります。

ビジュアライゼーション事業においては、グラフィックデータのクオリティ向上、VR技術を用いた開発・制作に取り組んでまいります。また、生成AIによるレンダリングサービス「MyRenderer（マイレンダラー）」の契約件数の増加に取り組み、継続的な成長を目指してまいります。

② 組織体制及び内部管理体制の強化について

当社グループは、少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、事業のさらなる成長のためには、ノウハウの蓄積とともに、営業力や技術力など様々な能力を高めていく必要があります。そのため、優秀な営業人材の確保及び人材育成が重要な課題であると考えており、採用力向上と社内研修の充実等に取り組んでまいります。また、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

③　システムの向上

当社グループの提供するサービスにおきましては、インターネット上でサービスを提供している関係上、安定したサーバー環境や通信環境を維持し、サイバー攻撃に対するセキュリティー対策を行う必要があります。

そこで当社グループでは、エンジニアの確保及び育成、利用者数の増加に伴うアクセス数増加を考慮したサーバー機器の整備、負荷分散システムの導入、セキュリティー診断等が重要となります。今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

3．設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は245,592千円であり、セグメント別には次のとおりであります。

(単位：千円)

事業区分	設備投資額	主な設備投資の内容
遊休資産活用事業	234,738	主に自社利用目的のソフトウエアの構築
ビジュアライゼーション事業	10,854	MyRenderer（マイレンダラー）の開発費用等

4．資金調達の状況

該当事項はありません。

5．財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第12期 2021年９月期	第13期 2022年９月期	第14期 2023年９月期	第15期 (当連結会計年度) 2024年９月期
売上高	4,974,378	6,417,326	8,273,705	10,541,614
経常利益	505,750	872,245	1,279,921	1,827,172
親会社株主に帰属する当期純利益	326,285	597,669	878,897	1,288,023
１株当たり当期純利益（円）	56.43	101.94	149.22	218.15
総資産	2,475,359	3,036,006	3,983,032	5,554,044
純資産	1,295,151	1,768,013	2,575,518	3,749,295
１株当たり純資産額（円）	220.66	297.43	432.82	630.88

（注）１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。

３．１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。

４．当社は、2022年12月27日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

② **当社の財産及び損益の状況**

（単位：千円）

区　　分	第12期 2021年９月期	第13期 2022年９月期	第14期 2023年９月期	第15期 (当事業年度) 2024年９月期
売上高	4,842,070	6,171,417	7,869,318	10,122,156
経常利益	508,318	813,014	1,105,211	1,652,650
当期純利益	329,095	559,517	772,230	1,173,998
１株当たり当期純利益（円）	56.91	95.44	131.11	198.83
総資産	2,428,731	2,855,469	3,594,707	5,132,140
純資産	1,332,510	1,759,277	2,459,697	3,521,671
１株当たり純資産額（円）	227.08	296.23	413.72	592.73

（注）１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。
３．１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。
４．当社は、2022年12月27日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

６．主要な事業内容（2024年９月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社5社（株式会社CGworks、AZOOM VIETNAM INC.、株式会社鉄壁、株式会社ダイバース、CGWORKS VIETNAM INC.）で構成され、遊休資産活用事業及びビジュアライゼーション事業を営んでおります。

7．重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社CGworks	20,000千円	80%	CGグラフィックデータの制作・販売 VR技術を用いた空間デザインサービスの提供
AZOOM VIETNAM INC.	278,000USD	100%	システム開発
株式会社鉄壁	50,000千円	100%	滞納保証業務
株式会社ダイバース	20,000千円	100%	有料職業紹介事業
CGWORKS VIETNAM INC.	38,600USD	80% (80%)	グラフィックデータ制作

（注）議決権比率欄の(　)内は、間接所有割合を内数で記載しております。

8．主要な営業所（2024年９月30日現在）

①　当社

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都渋谷区代々木二丁目１番１号　新宿マインズタワー19Ｆ
横浜ブランチ	神奈川県横浜市神奈川区金港町二丁目6番　横浜プラザビル11Ｆ
名古屋ブランチ	愛知県名古屋市中区錦二丁目２番２号　名古屋丸紅ビル14Ｆ
大阪ブランチ	大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目６番１号 本町南ガーデンシティ８Ｆ
福岡ブランチ	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目６番23号　博多駅前第２ビル９Ｆ
札幌ブランチ	北海道札幌市中央区北一条西三丁目３番　札幌MNビル６Ｆ

②　子会社

名　　称	所　　在　　地
株式会社CGworks	東京都渋谷区代々木二丁目１番１号　新宿マインズタワー19Ｆ
AZOOM VIETNAM INC.	22nd Floor, Handico Tower, Pham Hung Street, Me Tri Ward, Nam Tu Liem District, Hanoi City, Vietnam
株式会社鉄壁	東京都渋谷区代々木二丁目１番１号　新宿マインズタワー19Ｆ
株式会社ダイバース	東京都渋谷区代々木二丁目１番１号　新宿マインズタワー19Ｆ
CGWORKS VIETNAM INC.	22nd Floor, Handico Tower, Pham Hung Street, Me Tri Ward, Nam Tu Liem District, Hanoi City, Vietnam

9．従業員の状況（2024年９月30日現在）

①　企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
遊休資産活用事業	337名	29名増
ビジュアライゼーション事業	47名	6名増
合計	384名	35名増

（注）従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数
275名	40名増

（注）従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

10．主要な借入先（2024年９月30日現在）

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	36,946
株式会社りそな銀行	24,645
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	27,501
株式会社日本政策金融公庫	21,440

11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2024年９月30日現在）

１．発行可能株式総数　19,200,000株

２．発行済株式の総数　6,026,800株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は9,200株増加しております。

３．当事業年度末の株主数　1,636名

４．上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社パノラマ	2,080,000株	35.20%
菅田洋司	1,384,200株	23.43%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	543,400株	9.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	182,800株	3.09%
鈴木雄也	150,000株	2.54%
櫛田邦男	111,100株	1.88%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	99,882株	1.69%
上田八木短資株式会社	85,000株	1.44%
高橋祐二	56,400株	0.95%
SCBHK AC LIECHTENSTEINISCHE LANDESBA NK AG	55,000株	0.93%

（注）持株比率は、自己株式（118,276株）を控除して計算しております。
持株数は、アズーム役員持株会における保有分を含んでおりません。

５．その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ　新株予約権等の状況

1．当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．取締役の状況（2024年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅田洋司	
取締役	鈴木雄也	テクノロジー担当 株式会社ダイバース　代表取締役 AZOOM VIETNAM INC.　代表
取締役	高橋祐二	営業担当 株式会社鉄壁　代表取締役
取締役	馬場涼平	管理担当
取締役	櫟木一男	
取締役	小久保崇	弁護士法人小久保法律事務所　代表社員
取締役	露木輝治	
取締役	島村和也	島村法律会計事務所　所長
取締役	吉川朋弥	吉川公認会計士事務所　所長

（注）１．取締役　櫟木一男氏、小久保崇氏、露木輝治氏、島村和也氏及び吉川朋弥氏は、社外取締役であります。
２．取締役　露木輝治氏、島村和也氏及び吉川朋弥氏は、監査等委員であります。
３．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、露木輝治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．取締役　島村和也氏は公認会計士、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役　吉川朋弥氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は取締役櫟木一男氏、小久保崇氏、露木輝治氏、島村和也氏及び吉川朋弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

3．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社のすべての子会社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

4．取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年12月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しているものと判断しております。

なお当社は、2024年２月21日開催の取締役会において取締役の報酬等に係る会社の意思決定の透明性及び公平性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員の過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し、2024年３月22日開催の取締役会において、一部改訂しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ　基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ　基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期 または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

ニ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、個人別の報酬等の額について、指名・報酬委員会に諮問の上、指名・報酬委員会からの答申内容を尊重し、決議するものとする。代表取締役社長は、取締役会決議に基づき、個人別の報酬等の額の決定について委任を受けるものとする。

②取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長菅田洋司氏が取締役の個人別の報酬等の額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額の評価配分としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限を適切に行使されるよう指名・報酬委員会の答申内容を踏まえたうえで、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位及び職責等に応じた水準に基づき決定しており、当社取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は当該決定方針に沿う決定であると判断いたしました。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （2名）	120,120千円 （9,600千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	14,200千円 （14,200千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	2,700千円 （2,700千円）
合計 （うち社外役員）	9名 （5名）	137,020千円 （26,500千円）

（注）1. 当社は、2023年12月22日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しています。
2. 当期末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名、監査等委員である取締役３名です。
3. 当社の取締役の報酬等は、月例の固定報酬である基本報酬のみであり、業績連動報酬等や非金銭報酬等はありません。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年12月22日開催の第14回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は６名（うち社外取締役は２名）です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年12月22日開催の第14回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議をいただいております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は３名（うち社外取締役は３名）です。

5．社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については「1．取締役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

特別の関係はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	櫟木一男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会において、社外役員及び金融機関での豊富な経験と知識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。また、取締役の職務執行の監督機能向上のために、監査等委員との意見交換会を４回実施し、積極的に情報収集を行い、グループガバナンス強化に貢献しております。
取締役	小久保　崇	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役の職務執行の監督機能向上のために、監査等委員との意見交換会を４回実施し、積極的に情報収集を行い、グループガバナンス強化に貢献しております。
取締役 監査等委員	露木輝治	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会3回のうち3回（出席率100%）、監査等委員会10回のうち10回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 監査等委員	島村和也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回（出席率92.8%）、監査役会3回のうち3回（出席率100%）、監査等委員会10回のうち9回（出席率90.0%）に出席いたしました。出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、弁護士・公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 監査等委員	吉川朋弥	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回（出席率100%）、監査役会3回のうち3回（出席率100%）、監査等委員会10回のうち10回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42,306千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ　会社の体制及び方針

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、取締役会において決議された「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

(b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(c) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。

(d) 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして内部通報制度を構築する。

(e) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査等委員会規程に基づく監査等委員会監査の実施により確認する。

(f) 代表取締役直轄の内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(b) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 自然災害や企業不祥事等、会社、使用人、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。

(b) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。

(c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(b) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(c) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

e．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は管理部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

(b) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

(c) 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、関係会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、関係会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。

(d) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体にわたる体制を整備する。

f．財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用する。

(b) 内部監査担当者が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行う。

(c) 財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行う。

g．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査等委員会は、内部監査担当者または管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部長等の指揮命令を受けないものとする。

(b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は選定監査等委員が有するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

h．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a) 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができることとする。

(b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(c) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

ｉ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 当社は、監査等委員会の通常の職務執行の範囲で生ずる費用に関し、会社の事業計画および監査等委員会の監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。

(b) 監査等委員会がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

j．その他の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員会は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(b) 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

k．反社会的勢力等排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力等とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(b) 管理部を反社会的勢力等対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力等による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(c) 反社会的勢力等による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づく「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役５名を含む取締役９名で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。

内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部・各支社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告いたしました。

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月１回の定時監査等委員会に加えて、適宜監査等委員会を開催し、監査等委員間の状況共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他使用人と対話を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査等委員は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,368,014**	**流動負債**	**1,402,222**
現金及び預金	3,071,529	未払金	116,320
売掛金	147,686	未払法人税等	379,933
仕掛品	2,550	未払消費税等	184,568
販売用不動産	395,560	前受収益	364,577
前払費用	708,577	契約負債	118,017
その他	56,224	賞与引当金	68,936
貸倒引当金	△14,115	1年内返済予定の長期借入金	38,116
固定資産	**1,186,029**	その他	131,751
有形固定資産	**115,640**	**固定負債**	**402,526**
建物附属設備及び構築物	83,735	長期借入金	72,416
工具、器具及び備品	31,905	預り保証金	260,273
無形固定資産	**422,539**	退職給付に係る負債	17,100
のれん	39,354	資産除去債務	52,737
ソフトウエア	181,765	**負債合計**	**1,804,749**
その他	201,420	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**647,849**	**株主資本**	**3,722,382**
差入保証金	276,507	資本金	66,543
繰延税金資産	187,571	資本剰余金	792,259
その他	206,344	利益剰余金	3,044,095
貸倒引当金	△22,573	自己株式	△180,516
資産合計	**5,554,044**	**その他の包括利益累計額**	**5,181**
		為替換算調整勘定	5,181
		新株予約権	**19,523**
		非支配株主持分	**2,208**
		純資産合計	**3,749,295**
		負債・純資産合計	**5,554,044**

連 結 損 益 計 算 書

（自　2023年10月 1 日
至　2024年 9 月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**10,541,614**
売上原価		**6,125,288**
売上総利益		**4,416,326**
販売費及び一般管理費		**2,588,142**
営業利益		**1,828,184**
営業外収益		
償却債権取立益	2,023	
その他	1,563	3,587
営業外費用		
支払利息	993	
為替差損	3,360	
その他	245	4,599
経常利益		**1,827,172**
税金等調整前当期純利益		**1,827,172**
法人税、住民税及び事業税	610,196	
法人税等調整額	△70,173	540,023
当期純利益		**1,287,148**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△874
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,288,023**

連結株主資本等変動計算書

（自　2023年10月１日
至　2024年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定			
当期首残高	63,804	789,520	1,874,058	△180,516	2,546,866	6,494	19,040	3,116	2,575,518
当期変動額									
新株の発行	2,739	2,739			5,478				5,478
剰余金の配当			△117,986		△117,986				△117,986
親会社株主に帰属する当期純利益			1,288,023		1,288,023				1,288,023
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△1,313	483	△908	△1,738
当期変動額合計	2,739	2,739	1,170,036	－	1,175,515	△1,313	483	△908	1,173,776
当期末残高	66,543	792,259	3,044,095	△180,516	3,722,382	5,181	19,523	2,208	3,749,295

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,832,051**	**流動負債**	**1,249,062**
現金及び預金	2,590,796	未払金	145,826
売掛金	108,776	未払法人税等	362,619
仕掛品	1,395	未払消費税等	181,160
販売用不動産	395,560	前受収益	364,577
前払費用	699,570	賞与引当金	65,416
その他	50,066	1年内返済予定の長期借入金	19,992
貸倒引当金	△14,115	その他	109,470
固定資産	**1,300,088**	**固定負債**	**361,405**
有形固定資産	**99,155**	長期借入金	32,511
建物附属設備及び構築物	73,352	預り保証金	260,273
工具、器具及び備品	25,802	退職給付引当金	17,100
無形固定資産	**495,729**	資産除去債務	51,521
のれん	39,354	**負債合計**	**1,610,468**
ソフトウエア	216,506	(純資産の部)	
その他	239,869	**株主資本**	**3,502,147**
投資その他の資産	**705,203**	**資本金**	**66,543**
関係会社株式	115,912	**資本剰余金**	**792,259**
差入保証金	275,907	資本準備金	419,354
繰延税金資産	135,638	その他資本剰余金	372,905
その他	200,318	**利益剰余金**	**2,823,861**
貸倒引当金	△22,573	その他利益剰余金	2,823,861
		繰越利益剰余金	2,823,861
		自己株式	**△180,516**
		新株予約権	**19,523**
		純資産合計	**3,521,671**
資産合計	**5,132,140**	**負債・純資産合計**	**5,132,140**

損 益 計 算 書

（自　2023年10月 1 日
至　2024年 9 月30日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**10,122,156**
売上原価		**6,091,982**
売上総利益		**4,030,174**
販売費及び一般管理費		**2,400,184**
営業利益		**1,629,990**
営業外収益		
受取手数料	21,420	
償却債権取立益	2,023	
その他	792	24,236
営業外費用		
支払利息	237	
為替差損	1,092	
その他	245	1,575
経常利益		**1,652,650**
税引前当期純利益		**1,652,650**
法人税、住民税及び事業税	540,784	
法人税等調整額	△62,132	478,651
当期純利益		**1,173,998**

株主資本等変動計算書

（自　2023年10月 1 日
至　2024年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金	自己株式			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	63,804	416,615	372,905	1,767,848	△180,516	2,440,656	19,040	2,459,697
当期変動額								
新株の発行	2,739	2,739				5,478		5,478
剰余金の配当				△117,986		△117,986		△117,986
当期純利益				1,173,998		1,173,998		1,173,998
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							483	483
当期変動額合計	2,739	2,739	－	1,056,012	－	1,061,490	483	1,061,974
当期末残高	66,543	419,354	372,905	2,823,861	△180,516	3,502,147	19,523	3,521,671

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

株式会社アズーム
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　和　充
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桑　本　義　孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アズームの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アズーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

株式会社アズーム
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　和　充

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桑　本　義　孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アズームの2023年10月１日から2024年９月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2023年12月22日開催の第14回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2023年10月１日から上記株主総会終了時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ監査内容に基づいております。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月22日

株式会社アズーム 監査等委員会

監査等委員（常勤）　露木輝治 ㊞

監査等委員　島村和也 ㊞

監査等委員　吉川朋弥 ㊞

（注）監査等委員露木輝治、島村和也及び吉川朋弥は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役です。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku　5F　ホール

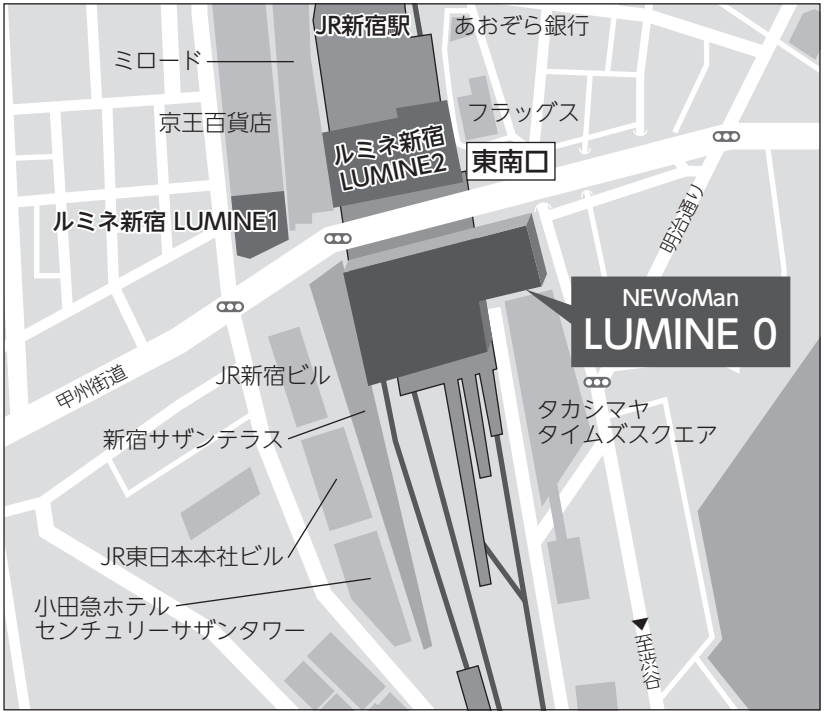

交通　ＪＲ新宿駅ミライナタワー改札　直結
都営新宿線・都営大江戸線・京王新線新宿駅より　徒歩約５分
東京メトロ副都心線新宿三丁目駅より　徒歩約３分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT